

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類 県道

二 路線名 中瀬牧西線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	本庄市小和瀬字行人塚一番一地先 から同市小和瀬字行人塚三二番地	区 間
一四・一七 ） 一二・七〇	一四・一七 ） 八・九九	敷地の幅員 (メートル)
	一八五・〇〇	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考